

特定非営利活動法人エフ・コレクティブ 会員規約 賛助会員

第1条(目的) 本規約は、特定非営利活動法人エフ・コレクティブ(以下「当 NPO 法人」という)定款の定めるところにより、会員が当法人の運営および事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にし、よって当法人の運営を円滑に行うために、本規約を定めるものである。

2 また当 NPO 法人が随時発行する諸規定も、本規約の一部を構成する。

3 入会と同時に本規約遵守を義務づける。

第2条(賛助会員 定義) 賛助会員(以下、会員)とは、本規程を承諾の上、この法人の目的に賛同し、入会申込書により 当 NPO 法人への入会を申し込み、当法人に入会を認められ、法人活動を賛助(援助・支援)する 個人及び団体の会員をいう。

なお、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員には該当しない。

第3条(入会の申込) 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を、理事長に提出するものとする。

第4条(入会の承認) 理事長は次の事由がある場合は入会の承認を行わない場合がある。(1) 過去に会員資格を取り消された者からの申込があった場合。

(2) 入会申込にあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合。

(3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合。

第5条(会費及び払込方法) 当 NPO 法人の入会金、年会費は、次に掲げる額とする。

(1) 賛助会員 年会費(個人・団体) 入会金 なし 年会費 10,000 円 年会費の払込は一括払いのみとし、法人指定の銀行口座への入金とする。

第6条(会員資格の有効期限) 会員の資格有効期間は、当 NPO 法人の事業年度(4月1日から3月31日)とする。

2 前項に定める有効期間は、会員、又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 個人で入会した会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

4 団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。

5 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第7条(会員の更新)

会員の資格喪失がない限り、毎年5月末の払込期日までに 当 NPO 法人の定める方法により年会費を払込み、当 NPO 法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

第8条(表決権) 総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、賛助会員は議決権を有さない。

第9条(会員情報の変更) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

2 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第10条(会員の資格喪失) 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第11条(退会) 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第12条(除名) 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会員規約に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけるか、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。

(4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

特定非営利活動法人エフ・コレクティブ 会員規約 賛助会員

第 13 条 (会員規約の変更等) 当 NPO 法人定款に基づき、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、会員の事前承認なしに本規約を変更することがある。

第 14 条 (抛出品品の不返還) 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第 15 条 (準拠法と管轄裁判所) 本規約は、日本法を準拠法として、それに基づいて解釈されるものとする。会員と当 NPO 法人の間で訴訟の必要が生じた場合、当 NPO 法人の本所所在地を管轄する裁判所を会員と当 NPO 法人の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条 (免責) 当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

第 17 条 (損害賠償) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 18 条 (信義誠実) 本規約に定めのない事項に関しては、会員と当 NPO 法人間で信義誠実を基本とし、互いに善処するものとする。

2024 年 6 月 制定